

赤松被官浦上氏についての一考察

——浦上則宗を中心に——

水野 恭 一 郎

【要約】 嘉吉の乱から応仁・文明期の頃にかけて、多くの守護大名家において、その領国支配の実質が守護の代官的被官層の手に握られてゆく状況が目立つ。しかし、このような守護代層の行動も、当時においては、なお室町幕府の守護体制の外での自立的行動として出てきたものではなかった。かれらは、衰退期にありとはいえ未だ權威を失いきつてはいなかった將軍の守護権力を利用するに最も近い位置を占め、他面、領国における在地の勢力として成長しつつある中小領主層を直接に掌握し得る在地性を、守護よりもより多くもっていた。この衰退期の幕府の守護体制の中での上層権力と下層勢力の結節点を握る中間势力的な存在が、この時期における守護代層の姿であり、そのことがまた、かれらの権勢を大ならしめた基礎条件でもあった。このような守護代層の姿を、応仁・文明期前後の守護赤松家において中核的な勢力を形成した宿老浦上則宗の動向を通じて考察を試みた。

史林 五四巻四号 一九七一年七月

一
嘉吉元年、播磨・備前・美作守護赤松満祐・教康父子が將軍足利義教を京都西洞院二条の赤松第において弑害し、やがて山名一族を主力とする幕府の軍勢の追討をうけて、赤松氏の惣領家が没落したいわゆる嘉吉の乱ののち、一度

没落したこの赤松惣領家の遺跡が、満祐の弟義雅の孫にあたる次郎法師丸(政則)を継嗣として再興されたのは、没落後十七年を経た長祿二年のことであった。そして、この政則が赤松惣領家の家督として幕府に召出されて以後、やがて起こった応仁の乱の経過の中で赤松氏の播磨・備前・美作三国守護の地位も回復され、政則が応仁・文明期の守

護大名の中でも重きをなすにいたったのちも、政則の生涯を通じて、ほとんど常に政則の身边にあって、これを輔佐し、再興後の赤松惣領家（守護赤松家）をささえた最も有力な存在は浦上則宗であった。浦上則宗の存在をはなれて政則時代の赤松氏を論ずることはできないし、更にいえば、応仁・文明期の赤松氏の領国支配は、実質的には、その年寄衆浦上則宗の力によって動かされていたといってもよい。建仁寺の第二一八代住持で赤松氏や浦上氏と関係の深かった天隠龍沢が、浦上則宗を評して述べた次のような文がある。^①

天下称英雄者、或雖專攻伐、不能靖禍亂、或雖尽忠勤、不能謀
悠久、漢高帝曰、運籌帷幄之中、決勝千里之外者、子房也、鎮
國家撫百姓、給餉餽不絶糧道者、蕭何也、連百万之衆、戰必勝
攻必取者、韓信也、此三人皆人傑也、東三傑以為一人者、美作
前司浦上紀則宗乎、

天隠龍沢が浦上則宗に対して、このような最高の讃辭を呈していることも、当時、則宗が如何に大きな存在であったかを物語るものである。

しかし、この則宗が出現する以前の浦上氏に關しては、

その出自・系譜などについても、從來十分明らかにされて
いない点が多いので、本稿においては、まずこの点につ
て若干の考察を進め、次いで、赤松惣領家再興後における
浦上則宗の動向に主たる目を注ぎつつ、それを通じて、応
仁・文明期における守護大名の領国支配の実体、守護及び
その代官的被官と領国の在地との關係などの諸相を追究し
てゆくとともに、殊に浦上則宗がその位置を占めていたよ
うな守護大名家の年寄衆ないし守護代クラスの代官的被官
が、応仁・文明期前後という時点において、どのような政
治的・社会的立場に立つ存在としてあったか、そして、そ
れは大名領国制の展開の中で、如何なる位置にあるものと
して理解するべきかなどの諸点について、若干の考察を試
みてみたい。

二

まず則宗以前における浦上氏についてふれておく必要があるが、この点については十分明らかにし難い部面が多い。浦上系図として伝えられるものには、『統群書類従』所収のもの、『赤松諸家大系図』所収のものをはじめ諸種ある

が、それぞれ異同多く、十分に信をおき得るものはない。浦上氏に關することが確實な史料の中に出てくる最も早いものは『大徳寺文書』である。同文書の中に、建武元年九月十六日付、大徳寺住持宗峰宛の後醍醐天皇の綸旨があり、これには、

播磨国浦上庄事、於半分者、可支配一族之由、先度被申之間、被下綸旨於為景了、而一人知行之、剩有寺家敵對之所存云々、頗令參差之間、被召返綸旨畢、為葛西御厨替、為寺領之上者、相計早可被支配彼輩恩賞之由、天氣所候也、仍執達如件、

と述べられているものであるが、この綸旨の文言の中で、「綸旨を為景に下されおわんぬ」とみえている。「為景」は、即ち浦上為景である。この綸旨が出されるに先立って、後醍醐天皇は、隱岐から京都へ還幸後間もない元弘三年十二月一日に、大徳寺の宗峰妙超の申請を容れて、それまで同寺領であった下総国の葛西御厨の替として播磨国浦上庄の地頭職を大徳寺に寄附している。もともと宗峰妙超みずからも播磨浦上氏の出であった。『龍宝山大徳寺誌』所収の『大燈国師行業記』に、妙超の出自について、「師諱妙超、号宗峰、播州揖西県、紀氏浦上」と記し、また『龍宝山志』

所収の大徳寺の法系譜には、妙超の父を「浦上掃部入道覚性」としている。更に『龍宝山大徳寺誌』所収の『宝山外史』の中では、赤松則村(円心)が大徳寺最初の檀越であったとして「元応初年、寄軫黄金若干大燈国師紫野之室、為造一小院、乃本寺最初檀越也」と記し、次いで「案赤松世譜、国師之母、則村之姉」と伝えて、浦上氏と赤松氏との關係についても述べている。いずれにしても、大徳寺の開山大燈国師宗峰妙超が播磨の浦上氏の出であったことは確かであって、そのような所縁から、妙超は後醍醐天皇に申請して葛西御厨の替として、その本貫の地である浦上庄の地頭職の寄附をうけるとともに、更に、その地頭職の半分を浦上氏の一族に配分すべきことを奏請し、天皇はこの妙超の願いを容れて、その旨を伝える綸旨を浦上為景に与えたのである。為景は恐らく当時浦上一族の惣領の地位にあつたのであろう。ところが、為景は綸旨の旨趣に違つて、浦上庄の半分の地頭職を一人で知行しようとしたので、為景に与えた綸旨は召返されるとともに、妙超の計らいとして、改めて一族のものに恩賞として配分するようになつたのが、前掲の九月十六日付の綸旨に述べられたことであつた。こ

のことは、やがて妙超の計らいによって実行されたようで、同じく『大徳寺文書』の建武元年十一月廿三日付の繪旨に、播磨国浦上庄下四ヶ村地頭職事、任先度繪旨、為寺家計、分配一族等之由、被聞食之旨、天氣所候也、仍執違如件、と見え、浦上庄の下四ヶ村の地頭職が一族に分配されている。

なお浦上庄の所在は、播磨国揖西郡内、揖保川下流の東岸にあたり、山下・中陣・門前・栄・西構・東用・萩原・真砂・上河原・市場などの村々を包括する地域であった。^⑤現在の龍野市揖保町(龍野市の南部地区)がほぼその地域に相当し、北は小宅庄、東は鶴・弘山・福井の諸庄、南は中島・石見・賀茂の諸庄(塩屋御厨)、西は上・下揖保庄・片島庄などにかこまれたところである。

浦上庄についての史料の初見は、『新熊野神社文書』の養和元年十二月八日付、後白河法皇の院序下文に、同じ播磨国内の賀屋庄(飾東郡)・田中庄(明石郡)・下端庄(明石郡)の諸庄以下、諸国に散在する二十八の庄園とともに、京都の新熊野社領の庄園として、その名が挙げられているものである。^⑥そして同文書によれば、浦上庄は、永暦元年、後

白河法皇が紀伊の熊野権現を都に勧請して、院御所法住寺殿の近傍に新熊野社を創建した際に、仏聖燈明料所として、他の二十七の庄園とともに同社に寄進されたものであることが記されている。その後、文治元年源頼朝の鎌倉政権が成立し、諸国の庄園・公領に地頭が配置された際、浦上庄の地頭職は梶原景時に与えられた。景時は、このとき播磨・美作の守護人にも補せられ、同時に両国内に数ヶ所の地頭職も与えられたが、浦上庄はそのうちの一つであったのである。しかし文治五年に至って、後白河法皇から、同庄の景時の地頭職を枉げて停止されたい旨の院宣が下され、頼朝は三月十三日、院宣の旨に添う由の請文を奉っていることが、『吾妻鏡』(文治五年三月十三日の条)に見える。

このとき以後、前述の元弘三年大徳寺の妙超に同庄地頭職が寄附されるまで、浦上庄の様子は明らかにし難いのであるが、浦上氏が庄名を氏の名として名乗っていることからみて、鎌倉時代の経過の中で同庄内における有力な在地領主層として勢力を伸ばしつつあったものであることは確かである。そして建武元年には、一族の出である大徳寺の妙超から同庄の下四ヶ村の地頭職が浦上為景ら一族に配分

されるに至ったのである。

かくして、浦上氏が本姓は紀氏、本貫地は播磨国揖西郡浦上庄であつて、鎌倉末期の頃には、同じ西播磨の地頭的在地領主層であつた赤松氏とも姻戚関係をもち、一族の中から大徳寺の開山宗峰妙超を出したような存在であつたことは確かのようなのである。そして、やがて南北朝時代、赤松氏が守護大名へと成長してゆく中で、浦上一族は赤松氏の有力な被官の一つに数えられるようになった。

観応元年、足利尊氏・高師直の党と、足利直義・直冬の党が分裂し抗争をはじめたいわゆる観応の擾乱の初期、直冬追討のために山陽道を備前福岡まで出陣していた尊氏・師直が、その間に直義の南朝への帰順、京都への進出の報に接して、観応二年正月急ぎ京都に軍をかえしたが直義党に敗れて再び播磨へ下つて書写山下の坂本に抛り、二月、播磨・摂津の所在に直義党と合戦した頃、播磨光明寺（滝野城）攻防の様様を記した『太平記』の記事の中に、光明寺城をかこむ尊氏の軍勢後押しのために出陣した赤松則祐の軍勢の中に、浦上七郎兵衛行景、同五郎左衛門景嗣の名が見える^⑤。この行景・景嗣と、さきの『大徳寺文書』に名

の見える為景との系譜上の関係は明らかではないが、いずれも「景」の一字のついた名から推察して、父子の関係が考えられなくもない。またこれよりさき暦応二年の『広峰文書』に、

播磨国広峰社大別当昌俊申、同国土山庄亦号栗師庄、内萩原村地頭職事、重訴状如此、先度被仰下之處、不事行云々、頗招其答者歟、早位彼所、停止浦上孫三郎之押妨、沙汰付下地於昌俊、可執進請取、（〇下略）

という旨の幕府奉書が、播磨守護赤松則村に下されてお^⑥り、広峰社領の播磨国土山庄（栗師庄とも称す）内の萩原村地頭職を、浦上孫三郎なる者が、前々より押妨している状況が伝えられている。土山庄は加古郡内で、現在の加古川市の東端の地域である。この浦上孫三郎も、為景・行景らとの系譜上のつながりは明らかでないが、一族のうちの一人であることは確かであろう。この広峰社領土山庄内の一分地頭職については、その後、観応元年九月の幕府奉書（播磨守護赤松範資宛）にも、「浦上三郎入道宗惠等、立還遵行之地、致濫妨狼藉云々、甚無謂、所詮退彼輩、可沙汰付雜掌於下地」と見えている^⑦。暦応二年の文書の浦上孫三郎と、

この文書の浦上三郎入道宗恵とは、恐らく同一人物であろうと推定されるが、暦応年間以来、この時に至っても、土山庄の一分地頭職は浦上氏によって引きつづき押領されていることが知られる。南北朝の争乱の中で、浦上氏が守護赤松氏の被官として活動しつつ、その間に、本貫地である西播磨の浦上庄から、東へかなり隔たった東播磨の土山庄などの地方へも、一族の勢力が次第に拡大されている様子を察することができる。

このような浦上氏の勢力の拡張は、その後また本貫地から西へ、備前地方へも伸びていったようである。康安元年、そのころ南朝方に覚していた山名時氏が、その本領である山陰から美作国に侵入し、同国一円を制圧したのち、翌年貞治元年には次子義理を将として備前国へ進出せしめ、山名の軍勢は赤坂郡仁堀のあたりまで陣を進めた。この時、「其国守護松田、河村、福林寺、浦上七郎兵衛行景等、皆無勢ナレバ、出合テハ叶ハシトヤ思ヒケン」みな自分の城にたてこもって山名の軍勢に立ち向うものがなかったと『太平記』に記載されている。^⑤このころ備前守護は松田備前守信重であったが、この守護松田氏らと並んで、山名の軍勢を

迎え討つべき備前国内の武将として、浦上七郎兵衛行景の名が挙げられていることは注目し得る。『太平記』の記事をそのままうけとれば、浦上行景は当時、備前国内のどこか、恐らくは東部地域に所領をもち、たてこもるべき城をかまえていたと考えられる。そして、このことは、やがて間もなく赤松則祐が松田信重にかわって備前守護に補任された際、浦上行景が備前の守護代となっていることから裏付けられるものがある。赤松則祐が備前国の守護に補任されたのは恐らく貞治三年中のことであったと推定される。この前年の貞治二年九月、それまで南朝に属して最も強力な反幕府勢力となっていた山名時氏が幕府に帰順の意を表し、翌三年三月子息氏冬・時義らを先ず上洛せしめるに至って、山名氏はそれまで支配下に掌握していた国々のうち、幕府から改めて伯耆・因幡・美作・丹波・丹後五ヶ国の守護職を与えられた。^⑥そして八月には山名時氏も美作国から上洛したが、この山名氏帰順の際に、同様それまで山名氏の制圧下にあった備前国の守護職の交替も行なわれたものと思われ、松田信重にかわって、隣国播磨の守護赤松則祐が備前国守護職をも兼帯することとなったのである。

この年二月までは松田信重が備前の守護職を保っていたことは、『額安寺文書』の貞治三年二月額安寺雜草良勝訴状案の文中に「当守護松田備前守」とあることよって確かであるが、『春日神社文書』に、貞治四年二月五日付で、將軍尼利義詮が春日社造営料として諸国棟別錢賦課のことを国々の守護に宛てて令している御判御教書があり、この時の備前守護は、播磨守護と併せて赤松則祐になっている。従って赤松則祐の備前守護拜任は、貞治三年二月以後、貞治四年二月以前で、恐らく貞治三年中のことであったと考えてよい。

赤松則祐が備前国守護職を兼帯するようになってから三年後の貞治六年十一月、熊野山本宮領の備前国散在斗餅田に対する荊木四郎左衛門尉なる者の押領を退くべき旨を令した幕府奉行人の奉書が、浦上七郎兵衛尉（行景）に宛てて出され、行景は、その奉書の旨を河内五郎左衛門尉・奥山大藏丞兩人に宛てて遊行している^①。この文書からして、当時、浦上行景が備前国の守護代であったことは明らかであり、恐らく赤松則祐が備前守護に補せられるとともに、行景がその守護代を命ぜられたものであろう。なお熊野山本

宮領備前国散在斗餅田といわれているものは、弘西郷（御野郡）六町、幡多郷（上道郡）四町九段四十代、物理郷（碧栗郡）二町八段、草壁郷（上道郡）二町二段四十代、肩背郷（碧栗郡）一町八段、宇治郷（上道郡）一町、居都郷下村（上道郡）一町、財郷（上道郡）一町八段、福岡庄内本庄北方（邑久郡）二町五段の田地で、旭川流域から吉井川流域にわたって備前国内の諸郡に分布している^①。

浦上行景に次いで、守護赤松則祐のもとで備前守護代であったと推定される人物として、浦上掃部助宗隆の名が、備前一宮である吉備津彦神社の文書に見える。この文書は、応安三年六月、浦上掃部助宗隆から備前吉備津宮社務大藤内に宛てられたもので、

一宮神領并国中社役等之事、如先例、其方可被申付候、若無承引於輩者、此方へ可承候、為後日如件、

とあって、その内容からして、浦上宗隆は、この文書の出されている応安三年当時、備前守護代であったとみてよいであろう。この翌年の応安四年十一月二十九日に赤松則祐は卒去し、嫡子義則が播磨・備前両国守護職を継いでいるが、新守護義則のもとで備前守護代として早くその名のみ

えるのは、浦上帯刀左衛門尉助景である。

浦上助景の名は、備前国金岡東庄の所務に関連して、『額安寺文書』の中に出てくる。金岡東庄は鎌倉末期の頃以来、大和国西大寺末の額安寺が領家職を保有していたが、^⑬ 応安七年九月、備前守護赤松義則が幕府の御教書の旨に任せ、「兵糧方預人」即ち半済の預人福原三郎を退けて同庄領家職を一円額安寺雑掌に渡付せしむべき由を浦上帯刀左衛門尉(助景)に令した施行状、助景がこの旨を富田五郎左衛門尉なるものに伝えた遊行状^⑭、また金岡東庄の近傍の豊原庄の住人岡本彦次郎入道・同舎弟七郎五郎・須恵弥次郎・平福入道以下の輩が、同年九月二十日金岡東庄に打入って濫妨を行なったことについて、「不日追放彼輩、可被全雑掌所務、且国狼藉也、為向後、可有誠沙汰之由」を浦上助景に令した幕府奉行人の奉書^⑮をはじめ、『額安寺文書』の中に、浦上帯刀左衛門尉助景が備前守護代として、その所務を執行していることを物語る文書が、応安七年から康暦二年(一三七四〜八〇)にわたって十通あまり残されている。恐らく浦上掃部助宗隆が、前守護赤松則祐の卒去とともに備前守護代の任を退き、これに代わって浦上助景が新守護

赤松義則のもとで備前守護代となったものと考えられ、南北朝末のこの時期に、少なくとも十年ちかくの期間にわたって浦上助景が備前守護代の任にあったことは間違いない。

このように、貞治三年赤松則祐が播磨国守護職に加えて備前国守護職を兼帯して以来、次の守護赤松義則のもとにおいて、南北朝末の頃に至るまで、浦上氏の一族が引きつぎ交替して備前国の守護代に補任されたとみられる。

後年、浦上氏と備前国、殊に備前東部地域との結びつきは極めて深いものとなり、本貫地である西播磨よりも、備前東部地域の方が、むしろ浦上氏の本領の地のごとくになるが、このことは、前記のごとく、赤松則祐がはじめて備前守護となるとともに浦上行景がまず最初の備前守護代となり、その後も引きつぎ浦上氏の一族が備前守護代をうけついで縁由によるものであったとしてよいであろう。

ただ、このような守護赤松氏のもとにおける初期の備前守護代として名の出てくる浦上行景、宗隆、助景が、果たしてどのような系譜上のつながりをもつのか、この点については、やはり明確な史料はない。行景と助景は「景」の一字の付いた名から推察して、父子もしくは兄弟の関係が

考えられなくもないが、宗隆が行景・助景らと、どのように結びつくかは、よく判らない。しかし極めて近い一族であることは確かであろう。そして、この三者のうち、宗隆につながる直系の子孫として、応仁・文明期の浦上則宗が出たと考えられるのである。

三

南北朝時代の中・末期に、守護赤松則祐・義則のもとにおける備前守護代として、浦上行景・同宗隆・同助景らの名が見られることは前述のごとくであるが、このうち南北朝合一後の義則の時代から、次の守護赤松満祐の時代にかけて、浦上一族で、特に顕著な存在として史料の上にその名の出てくるものが、しばらく見られない。

応永三十四年九月、播磨・美作守護赤松義則が卒去し、¹⁴⁾その跡職について、將軍足利義持が、赤松氏にとっては本領の地である播磨国を、義則の嫡男満祐から召し上げて、義持の寵愛する赤松春日部家（則村の次男貞範の世系）の持貞（貞範の孫）に与えようとし、これを不満とする満祐は十月下旬京都の邸に火を放って本国播磨に下国した。これに對

して幕府は山名時熙・一色義貫らを追討軍として進発せしめることとしたが、この時、「備前守護代小寺、并小川等」備前国内の守護被官人たちが、いち早く幕府に降参を申入れたことが『満濟准后日記』（応永三十四年十月廿六日）廿九日の条に見えている。この事件は、その後間もなく持貞が、將軍義持の侍女との間の不祥事件の暴露によって死を賜わる結果となり、結局、満祐が義則の遺跡を継ぐこととなるが、この事件当時の備前守護代は『満濟准后日記』の記事によれば小寺氏であって、浦上氏ではないことになる。その後、嘉吉の乱の際の記録の一つである『嘉吉軍物語』（『播磨飯尾文書』所収）の中に、將軍足利義教を討って播磨に下国した赤松満祐の軍勢が、幕府の追討軍をむかえての軍陣の配備を記している箇条に、「備前口大将、永良・上原・葉師寺・守護代小寺伊勢守・河句等也、其勢数百騎、敵者松田其外合戦ス」と見え、嘉吉の乱当時の備前守護代も小寺氏であったようである。

この嘉吉の乱の頃の浦上氏に関しては、『嘉吉物語』に、¹⁵⁾將軍義教を討取って京都から播磨へ下る赤松の軍勢の模様を叙述しているところに、

去程に、赤松の一門、かくて有へき事ならず、うつてもなく敵もなし、さらば国へ下るへし、急ぎみなく、用意せよとて(○中略)赤松の一門都合其勢三百八拾九騎にて、馬をはやめてうち給ふ。先陣は浦上の四郎宗安、二番常陸彦五郎殿、三番は赤松伊豫守、四番は赤松大膳大夫殿の御輿、(○下略)

とあつて、浦上四郎宗安が、赤松則尚(滿祐の弟祐尚の子)、赤松義雅(滿祐の弟)らとともに先陣を承ったとしており、この記事からすれば、浦上四郎宗安という者が、当時赤松被官の中で、かなり有力な位置を占めた存在であったことが察せられる。また前掲の『飯尾文書』所収の『嘉吉軍物語』に、播磨へ下ったのちの赤松の軍勢の行動を記して、

一、兵庫ニ夜討被遊、依藤太郎左衛門尉、浦上七郎兵衛一族、橋左京、中村丹後、其勢数百騎、京勢福嚴寺ニテ酒宴半ニ推寄トイエトモ、無案内故、合戦仕損、大勢被討、少々遁下、

と見え、また「白幡ノ城者、大田一類・間嶋一族・浦上警固ス」とある。この記事のうち、兵庫の京勢へ夜討をかけた軍勢の中の浦上七郎兵衛一族というのは、七郎兵衛という名乗りからして、さきの南北朝期の浦上七郎兵衛行景の裔と考えられるが、大田・間嶋ら赤松氏の一族とともに、

白幡城(旗)の警固を承っている浦上とあるのは、恐らく浦上四郎宗安であろう。岡山藩の学者土肥経平の著わした『備前軍記』には、「三石城主たりし浦上四郎宗安掃部助は白旗城にて赤松と与に戦死す」としているが、赤松滿祐らが最後にたてこもって討死を遂げたのは、この赤穂郡赤松の白旗城ではなくして、揖西郡越部庄の木山城である。そして、『播陽万宝智恵袋』所収の『赤松家伝袖ノ記』に記されている「城山籠城八十八人覚書」の中に、浦上四郎の名が見えているので、浦上四郎宗安は、はじめ白旗城を守り、最後、木山城にたてこもって赤松滿祐らとともに討死を遂げたものとみるのが妥当であろう。

ところで、前掲の『備前軍記』に、浦上宗安について、「三石城主たりし浦上四郎宗安掃部助」としているのは、注目される記事である。そして、この記事につづいて、「其子はいまだ幼若なりしを、其後民間にかくし置きぬ。後に浦上美作守則宗」と記して、浦上則宗を、この四郎宗安の子であるとし、南北朝時代応安のころに備前守護代であった浦上掃部助宗隆の子が四郎宗安であり、宗安の子が則宗であるという系譜が語られている。また宗安が

備前三石城主であったということについても、この記事に先立って、浦上宗隆のことを記している箇所で、

備前の国の守護職を赤松律師則祐に賜りし時、其身は播州白旗城にありて、其後、浦上掃部助宗隆を備前国三石城に置て、当國を治めしむ。

と記して、浦上宗隆が赤松則祐から備前守護代に任せられた時、宗隆は備前国和気郡の三石城に治し、以来、その子宗安も三石城に本拠をかまえていたとしているのである。

土肥経平が『備前軍記』の中で、浦上則宗の父祖について、このような記述をしていることは、何か確かな典拠があったのか、あるいは、諸種の史料からの経平の考証によるものか明らかでないが、この記述はかなり妥当性をもつもののように思われる。則宗は永享元年の生れであって、南北朝末期の宗隆から、宗隆—宗安—則宗とうけつぐ世系は、年代的に必ずしも不可能ではないし、且つ、この三者の名に共通している「宗」の一字は、則宗のあとも、祐宗、宗助、村宗、宗久、政宗、宗景など、この世系にうけつがれている一字でもある。また『蔭涼軒日録』の中に、則宗自身が、自分の祖父のことについて語っている記事がある。

これは蔭涼軒主亀泉集証が、長享二年正月、近江出陣中の將軍義尚の鉤まがりの陣所に参上して年頭を賀した際、同じく在陣中の浦上則宗の陣所をも訪ねた折の談話の中に、

播州保寿寺事、扱吉日調寄進状可進、彼本尊者地藏願王也、昔我祖父、美作入道、為御敵追討向作州時、大敵籠篠向城、攻落彼城討取大敵、及凱旋之日、持此薩埵乘、安置保寿寺、致公私懇祈、誠当家鎮護之仏也、(傍点筆者)

と則宗が語ったことが記されているのであるが、ここに出てくる「我祖父美作入道」は、実は「掃部助宗隆」と同一人物ではないかと思われるのである。それは、則宗も、寛正三年以後は「美作守」を称しているが、その前年の寛正二年までは「掃部助」を称していたと推定されることと、互に符合する点があるからである。また、この祖父美作入道が「御敵追討のため作州に向う時」とあるのは、明徳の乱の時のことと考えられる。『明徳記』に、明徳二年十二月赤松義則が山名氏清らを京都の合戦に打破って、同三年正月美作国守護職を与えられた後、なお美作国内に残る山名の党追討のために軍を進めたことを記して、「赤松上総介義則、播磨・備前両国ノ勢一千八百餘騎ヲ三手ニ分テ、

美作国ニ馳入テ、國中ノ者共皆御方ニ成テケレバ」と記しているのが、それに当たると思われ、応安三年頃の掃部助宗隆が、明德三年頃の美作入道であることは、年代的にも不可能ではない。これらを考え合わせて、浦上宗隆が、則宗の場合と同様に、はじめ掃部助を称していたが、のち美作守と称し、明德の乱の頃には入道して「美作入道」と呼ばれていたと推考してよいのではないであろうか。なお、

「掃部助」の称は、則宗のあとも、則宗の嫡子則景、嫡孫村宗(実は則宗の甥宗助の子)、村宗の嫡子政宗が、また代々うけついで掃部助を称している。これらのことから、前記のごとく、則宗の祖先として宗隆—宗安—則宗という系譜を考へることは、極めて可能性の高い推論であると思われる^②。そしてまた、備前三石城は、やはり則宗以後の浦上氏が、村宗の頃に至るまで、その本城としたところである。

このように考えてくれば、南北朝時代、守護赤松則祐の晩年応安の頃に備前国の守護代であった浦上宗隆の世系が、応仁・文明期に守護赤松家の宿老として権勢を握った浦上則宗であり、宗隆が備前守護代であった頃に備前東部地方に所領を持って、和氣郡三石に城をかまえ、この宗隆の流

れの浦上氏は、以来この備前東部地方を本領の地として勢力を張ったと察せられるのである。前述したように応永年間末から嘉吉の乱に至る頃の備前守護代としては小寺氏の名が出てくるが、その頃、則宗の父宗安も東備地方の所領を本拠に、守護赤松氏の有力な被官の一人としての存在を保っていたとみてよい^③。

なお浦上氏の系譜は、則宗以後についても、諸系図の伝えるところに異同があつて必ずしも明確ではない。この則宗以後の浦上氏の世系について、最も真実に近いものを伝えているのではないかと思われるものに、備前国邑久郡の千手山弘法寺に所蔵される文書中の一枚の古系図がある。これは一枚の紙に、則宗以後の浦上氏の系譜を簡略に記したものであるが、恐らく戦国初期の大永年間前後、浦上村宗の時代の頃のものと推定され、それには次頁に掲げたような系図が記されている。

これによれば、則宗には兄則永がいたが、この則永は嘉吉の乱に際して赤松の軍勢として出頭せず、信濃国に出奔して同地において死去し、舎弟の則宗が家督を継いだとしている。

(広) 普光院殿依被給御首終無出頭、於信濃国死去、

浦上信濃守 則永

(舎) 捨弟、物領被統輩、

同 美作守 則宗

嫡子、於片島六月廿四日死去、打死、

同 掃部助 則景

依則景打死、安富筑後守跡息被養子畢、

同 紀太郎 祐宗

右、近江守跡息、則宗おい孫也、本筋、

同 掃部助 村宗

同 美作守 政宗

右、信濃守跡嫡子也、備前守護代、

近江守 宗助

信濃守 則之

是ヨリ以前不入事、

また則宗の嫡子則景が片島の合戦で討死したとの記載は、

『蔭涼軒日録』(文明十七年六月四日の条)に、

此日於播州片島、浦上掃部助、嶋津左京亮、粟井新左衛門尉、

其外數十輩討死、可歎惜者也、

と見えている記事と一致するし、(六月四日が廿四日に誤って

はいるが)、則景の討死後、細川氏の被官安富氏の子息を

養子としたことについても、同じく『蔭涼軒日録』(長享二

年正月四日の条)に、「浦上、頃、以安富新兵衛尉息三歳、

為猶子、付囑家督」とある記事と符合している。更に、近

江守宗助が「信濃守跡嫡子」即ち則宗の兄則永の嫡子であ

り、従って宗助の子である村宗は、則宗の「おい孫」にあ

たるが、「本筋」の家督をうけつぐとしていいることなど、

他の浦上氏の諸系図が殆んど則景・祐宗の記載を欠き、且

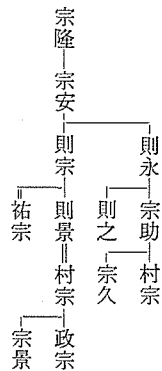
つ、宗助を則宗の子としているのと比べて、この『弘法寺

文書』の古系図が、最も真実に近いものを伝えていると考

えられる。この古系図の伝えに重きを置いて、浦上則宗を

中心とした浦上氏の世系を考定すれば、大体、次のとき

ものであったのではなからうか。



四

浦上氏の出ないし世系については、ほぼ上記のごときものが考えられるが、浦上氏が守護赤松家の盛衰の歴史の

中で、殊に大きな存在として現われてくるのは、最初にふれたごとく浦上則宗の時からである。そして、その則宗の活動が文献の上にもはっきりと見えはじめてくるのは、嘉吉の乱で赤松惣領家が一時没落したのち、長祿二年に赤松次郎法師丸(政則)が、赤松惣領家の家督として再び幕府に召出されて以後のことである。

嘉吉の乱後における赤松惣領家の再興のことについては、特に浦上氏の動向を中心としてではないが、さきに小論を試みたことがある^⑤。その中でもふれたように、嘉吉の乱後、山名持豊一族の手に渡った赤松氏の旧領国回復の動きは、赤松政則が幕府に召出される以前すでに二回あった。一度は文安元年、赤松氏の庶流赤松大河内家の満政・教政父子が赤松満祐の甥の一人則尚らとともに播磨に兵を起こして敗れたことであり、次いで享徳三年、赤松則尚が再度、内々細川讃岐守成之らの支持を得て播磨に軍を起こしたが、これまた敗れて翌四年四月、備前の鹿久居島(和気郡)に逃れて自尽している。この則尚の挙兵の際、細川一族の成之らが背後から助力を与えようとしていたと同様に、長祿二年に赤松次郎法師丸が赤松惣領家の家督として幕府に召出

されることになった背後にも、当時の管領細川勝元の強い支持があったことは、『蔭涼軒日録』の記事を通じてはっきりとうかがえる^⑥。そして、このことは細川氏の対山名政略のあらわれであったことも明らかである。嘉吉の乱後、赤松氏の旧領国播磨・備前・美作を支配下に収めた山名持豊一族の保有する守護領国は、当時この三国のほか但馬・因幡・伯耆・石見・備後・安藝を併せて九ヶ国の広きに及び、六分一衆と呼ばれた明徳の乱の頃の頃に匹敵する勢力を形成していた。管領家のうちの最大の勢力であった細川氏が、この山名氏を最も強大な敵対勢力として意識したことは当然であって、細川氏の赤松家再興への強い支持も、それによって山名勢力の一角を崩し得るとの考えに出でたものであったことは勿論である。

しかし、その赤松家再興の対象として次郎法師丸が選ばれたことは、むしろ偶然であって、細川勝元らに赤松赦免についての絶好の手がかりを与えることとなった赤松遺臣たちの神璽奪還事件と、次郎法師丸とが、たまたま関連をもっていたことによるものである。神璽奪還事件とは、嘉吉の乱後間もない同三年九月、後南朝の与党によって皇居

より奪い去られていた神璽を、長祿二年八月、小寺藤兵衛入道性説以下赤松の遺臣たちが、吉野の奥に潜入し奪還した事件であることは周知のところであるが、この出来事の次第を最も詳細に書き伝えている記録は『南方御退治条々』と題されているものである。^⑧これに記述されているところによれば、神璽奪還のことについて赤松遺臣たちとの謀議に与かっていた人物に右大臣三条実量があつたが、三条実量が事に与かつた事情には、次郎法師丸の祖父で嘉吉の乱に討死を遂げた義雅（満祐の弟）の夫人が三条家の女であつたという関係がある。嘉吉の乱後、義雅の遺児千松丸（或は千代丸、九歳）は、赤松満政（大河内家）や建仁寺の天隠龍沢らの手によつて、母とともに三条家の近江の所領の内にかくまわれ、成願寺という時宗の寺に入って生存と号したが（後に還俗して時勝という）、その生存の子はまた天隠龍沢の許で養育されていた。これが次郎法師丸である。^⑨次郎法師丸と三条家との間にこのような関係のあつたことが、三条実量の神璽奪還のことへの参画となり、ひいては、三条家の縁につながる次郎法師丸が赤松の家督として召出される結果ともなつたのである。

ところで、このようにして赤松惣領家の家督となつた次郎法師丸（政則）と、やがてその幕下の宿老として随一の権勢をもつに至つた浦上則宗との結びつきは、どこから生じたのであろうか。『南方御退治条々』に、神璽奪還のことに直接関係したものととして名の出でくる赤松遺臣たちの中に、浦上氏としては「浦上右京亮」という名が見えるが、これは則宗ではなく、神璽奪還に関与した交名の中には、則宗の名は未だ見られない。神璽奪還のことで、計画遂行の上の中心的存在であつたのは、『南方御退治条々』に、「為神璽出現計略、小寺藤兵衛入道性説、和州罷下、小河中務少輔相共、種々廻調略」と記されている小寺藤兵衛入道であり、一方、この小寺氏らの大和の現地における調略に対して、京都に在つて幕府ないしは三条家などとの連絡のことに当たっていたのは、「京都雜掌」と記されている堀兵庫助・明石修理亮・依藤弥三郎らであつた。そして、この神璽奪還の功により、長祿二年十一月に次郎政則（當時四歳）が赤松氏の家督として召出され、それとともに政則に加賀国半国守護職（河北・石川二郡、富樫成春跡）、備前国新田庄、伊勢国高宮保が付与されてからも、なおしばらく

は浦上則宗の名は、それに関連した記録の上に出て来ない。
『蔭涼軒日録』(長祿三年六月十五日の条)に、

依赤松次郎法師之事、管領細河殿有状、竊奉懸御目也、其状即
遣于次郎法師雜掌堀方、蓋為後証也。

と記されている記事は、赤松政則に付与された備前国新田庄の内に、三石・吉永・藤野の三ヶ保が含まれるかどうかのことについて、備前守護山名教之との間に相論が起っていたことに関連して、管領細川勝元から蔭涼軒季瓊真薬に書状があり、真薬はこれをひそかに將軍義政の御目にかけるとともに、後証のために、政則の雜掌堀方へその書状を送ったとしているものであるが、ここに見える「次郎法師雜掌」の堀氏は、さきに神璽奪還の計画遂行中から「京都雜掌」の役に在った堀兵庫助であることは確かであって、政則の家督相続後も、この堀兵庫助らが、幼主の身辺諸事の処理に当たっていたようである。

再興後の赤松家の動静について最も詳しい記録を提供している季瓊真薬の『蔭涼軒日録』の中に、浦上則景の名が次郎政則の身辺のものとして出てくるようになるのは、こののち、寛正二年からである^②。しかも前述のごとく、この

頃から則宗は、赤松政則幕下の最も有力な存在としての勢力を急速に高めてくるのである。このような再興後の赤松家の中における則宗の勢力の顕著なる台頭は、一見唐突の感をいだかせるのであるが、しかし、このような状勢がみちびき出されたことには、当然その基盤となった何ものかがあった筈である。ここで注目にのぼってくるのが備前国新田庄(三石・吉永・藤野の三ヶ保を含めて)の存在である。

浦上則宗の世系が、南北朝末期の宗隆の頃以来、備前国東部地域に勢力を張り、この地方をむしろ本領の地として三石城に拠ったものであろうということについては、さきふれたが、新田庄(三ヶ保を含めて)は、この東備前の和氣郡内の東部一帯を占める地域で、三石城が三石保の内に置かれた城であることは勿論である。即ち、新田庄一帯の地域こそ、則宗の父祖の時代以来、本拠の地として長くその支配のもとに握っていた地域であったとみられるのである。

このような則宗の世系の浦上氏と最も深い結びつきがあったと考えられる備前国新田庄が、次郎政則に赤松惣領家の家督が許されるとともに、赤松氏の旧領国である播磨・備前・美作三国の中で、ただ一カ所、まず選び出されて赤

松領有の地とされたことには、何か意味があったと思わざるを得ない。嘉吉の乱後、赤松氏の旧領国は、いずれも山名一族に付与されたが（播磨守護は山名持豊、備前守護は山名教之、美作守護は山名教直）、それとともに、この三国内における守護赤松家の直轄地をはじめ、赤松一族と呼ばれたような主な被官の所領が、どう処置されたかについては、その詳細は明らかにし難いが、その多くは当然没収されて山名氏の被官に恩賞として付与されたであろう。しかし、赤松一族を形成するような被官たち以外の一般の国人衆に対しては、それほど厳しい処置はとられなかったであろうし、また国人衆の中には新守護山名氏の被官となるものも少なくなかったと思われる。赤松氏の本国である播磨以外の備前・美作地方においては、殊にそうであったと考えられる。浦上氏の場合は、赤松氏の有力な被官の一人ではあったが、いわゆる「赤松一族」ではなく、赤松氏との結びつきは、他の赤松一族の諸氏にくらべて比較的ゆるいものがあった上に、則宗の世系は、その本拠地を備前国内にもっていたので、嘉吉の乱後も、その勢力下にあったとみられる新田庄地方との結びつきは、さして侵されることなく保たれて

いたのではないかと思われる。神璽奪還のことに参画した元赤松被官の人々が、嘉吉の乱後、山名氏から所領を没収され牢籠したものたちであったと察せられるのに対して、則宗の場合は、父宗安は木山城に討死を遂げたが、備前東部地方に保有した所領は没収を免れて残り、当時十三歳であった則宗は、この新田庄地方の配下の国人たちに守られて成人し、長祿二年次郎政則が赤松の家督を許された頃、かつての赤松氏の有力な被官のうちで、在地勢力として最も頼り得べき力を温存していたのが、則宗（当時三十歳）支配下の備前国新田庄地方であったという推定は成り立たないであろうか。このような解釈の上に立てば、赤松氏の旧領国内で、まず第一に新田庄が特に選び出されて赤松氏に渡付されたこと、そして、それにもなつて赤松家中における浦上則宗の勢威の急速な伸張という事態が出現したことの意味が理解されると思われるのである。更に推測を進めれば、新田庄をまず赤松家の領有地として渡付することは、あるいは則宗の計らいに出でたことであったかも知れない。

かくして新田庄が赤松氏に付与されたのち、浦上則宗の

上落がおくれているのは、この新田庄をめぐって備前守護山名氏との間に起こった紛争によるものであろう。『難波文書』の「難波行豊軍忠状」によれば、長祿三年の春、赤

松一族の宇野上野入道を將とする赤松衆が新たに新田庄に差下されているが、六月頃には三石付近で守護山名氏の被官足立彦左衛門尉との間に合戦が行なわれてゐるし、その一方でまた、さきにもふれたごとく、三石・吉永・藤野三ヶ保が、赤松氏に付与された「新田庄」の地域の内に含まれるものかどうかの相論が、守護山名教之から幕府に提起され、この問題について訴陳がくりかえされている。三石・吉永・藤野三ヶ保の所屬は、幕府の裁定によつて、結局、新田庄の内とされて一応落着することになるが、この三ヶ保の地域こそ、浦上氏と最も関係の深い地域であったとみられるのであつて、周囲をなお山名氏の勢力にかこまれた中で唯一の赤松領という状況の中で、この在地の確実な保持ということが、則宗にとって最も切実なる事柄であり、新田庄が赤松氏に渡付された直後の非常の事態を鎮定し、在地の確実な保持の見極めがついた上で、この備前国新田庄という有力な在地掌握の力を背景にもつての則宗の上落

となつたと解されるのである。そして事実、上落後の則宗は、幼主次郎政則の身邊における最も強力な戦力を形成したのである。

寛正三年十月、京都周辺において、蓮田某を首魁とする土一揆が蜂起し、京の七口をふさいだ。^③幕府は諸大名に出兵を命じて一揆を鎮定せしめたが、殊に賀茂付近の合戦で一揆を掃蕩した赤松衆の戦功は最も大なるものがあつた。

『蔭涼軒日録』（寛正三年十月三十日の条）に、

土一揆依公方敵令、洛中四方、今晨悉退散云々、仍真俗皆発喜氣也、可謂公方御威光也、以赤松次郎法師前廿八日之戦功、即今止此乱、仍真俗皆來賀也、依赤松次郎法師对治賀茂林間土一揆之戦功、自公方様、以伊勢七郎右衛門丞、有御感之御使、尤為寵光、蓋前二十八日之事也、前廿九日浦上美作守奏于御所而奉拜謝云、

と見えており、これは、次郎法師丸が赤松の家督となつてのち最初の戦功であり、また『蔭涼軒日録』に「浦上美作守（則宗）」の名の出でくる最初でもあるが、このころ次郎法師丸はなお八歳の幼年であり、赤松衆の戦力の実質をなしたものが浦上則宗の勢力であつたことはいままでもない。

次いで寛正六年十一月に山城西岡の土一揆が徳政を要求して東寺にたてこもった際にも、『蔭涼軒日録』（寛正六年十一月廿八日の条）に、

所司代多賀豊後守并赤松次郎法師内浦上、向東寺逐出土一揆、故以御感各賜御太刀、何榮過之、所司代并赤松次郎法師被官浦上美作守、各依賜太刀而兩人來告此事、尤為万代寵榮也、

といわれているように、侍所京極持清の所司代多賀豊後守高忠と、赤松被官浦上美作守則宗が、その鎮定に功ありしものであった。

この一揆鎮定の直後、寛正六年十二月には赤松次郎法師丸は元服し（十一歳）、將軍義政より一字を与えられて政則と称し、「雖云少年、其威儀肅然、其起居進退可觀」といわれるまでに成長した。また、この前年の寛正五年四月、將軍義政を迎えて糺河原で行なわれた勅進猿樂には、政則は「此次郎法師丸幼少タルト云下モ音曲ヲ好、此道器量無雙也」とて、武将としては細川・斯波・畠山の管三領家、山名・一色・京極・六角・土岐らの諸大名とともに、特に稜敷を構えることを許されており、当時政則に付与されていた守護職は加賀半国のみで、本領の地は未だ山名氏の支

配下におかれてはいたが、既にかつての四職家の格式を回復したかの觀があった。これには、前にもふれたとき細川勝元や蔭涼軒季瓊真薬らの推挽があったことは察するに難くないが、このような政則の立場をささえた最も強い基盤は、やはりこれを輔佐する浦上則宗の力の上にあったといつてよい。

このように再興後の守護赤松家の權威をささえている実質が、その代官的被官の筆頭である浦上氏の勢力であったという状態は、再興後間もない赤松氏の特種な環境のもとで見られた事柄であったばかりではなく、実は当時、主な守護大名家においても同じような状勢の展開が見られたことは、既に指摘されているところである。例えば近江守護・侍所所司であった京極持清の場合においても、『蔭涼軒日録』によれば、文正元年六月の祇園会に、將軍義政の恒例の京極第への御成を、持清が「依貧乏不可叶」として辞退したのに対して、所司代である多賀豊後守高忠が、その費を弁じて、七日の神興迎、十四日の祇園会兩度の京極第御成を經營したことを伝えている。文正元年は応仁の乱勃発の前年であるが、当時、侍所所司京極氏をむしろ凌ぐ所

司代多賀氏の實力のほどが示されているようである。また寛正五年四月十四日義政が相国寺雲頂院の楞嚴会に臨んだ際、所司代多賀高忠が相国寺の総門の警固に当たったが、蔭涼軒真蘂は、この多賀氏の警固の軍勢のさまを見て「其威可畏乎」といい、また別の箇所でも高忠を評して、「所司代多賀豊後、又人物、興家、威勢震世」とも述べている。④
応仁の乱勃発の直接の導火線となった管領畠山・斯波両家における惣領職をめぐる分派抗争も、根底にあつてこれを動かしている實質は、畠山氏においては遊佐・神保一族たち、斯波氏にあつては甲斐・朝倉一族など、守護大名家の年寄衆ないし守護代層を構成する有力なる守護被官たちの、みずからの勢力拡大のための画策にあつたことも周知の事実である。

寛正六年十一月二十三日將軍義政の子息(義尚)の誕生にあつて、その座所細川常有の邸に参賀した主な大名の被官人として、『後鑑』所収の伊勢家の記録に、次の人々の名が列記されている。④

畠山方 遊佐次郎左衛門、神保宗右衛門、遊佐四郎右衛門、
細川方 安富又三郎、秋庭修理亮、内藤弾正忠、

(新設)
武衛方 甲斐千喜久丸、朝倉彈正左衛門、武田近江守、
(持豊)
山名方 垣屋越前守、太田垣土佐守、
山名相州方 小嶋安藝守、久枝前入道、
一色方 延永、石川佐渡守、
京極方 多賀出雲入道、多賀豊後守、
赤松方 浦上美作守、
土岐方 斎藤帯刀左衛門、

これらの人々こそ、応仁の乱前夜の頃の主なる守護大名家を動かしていた守護代官層の被官であり、守護勢力の實質を形成するものたちであつたといつてよいであろう。そして、このような形勢は、応仁の乱勃発後において、ますます顕在化の方向をたどつてゆくのである。

五

応仁元年正月応仁の乱勃発とともに、赤松氏が細川勝元の東軍に党したことは、嘉吉の乱以来の赤松氏と山名氏との間の敵対的な立場、長祿二年赤松家再興の際、及びその後における赤松氏と細川氏との親近な関係からして当然のことであつた。そして応仁の乱の経過の中で、赤松氏の旧

領国奪回の活動は比較的順調に進み、播磨・備前では応仁元年のうち、美作でも文明二年頃までには、山名氏の勢力をほぼ排除して、赤松政則は、嘉吉の乱以来失われていた播磨・備前・美作三国守護の地位を復するに至った。しかし政則は、応仁の乱のはじまった応仁元年にはなお未だ十三歳の少年であり、赤松一統の中心となつて、その活動を統轄し差配したのは浦上則宗であつたこと勿論である。

応仁の乱勃発後の備前国の状況について、前掲の『難波文書』の「難波行豊軍忠状」に述べられているところは、

一、同年五月播磨国雖入御手、備州事、（邑久部）於福岡、小嶋大和守構用

害、依国相踏、御退治急度難叶之間、行豊於京都、浦上美作守相談、愚兄掃部助并同名等可致計略之由申下之處、（○中略）国

中御被官衆同心、差寄小嶋領追散之廻、鹿田・菅一族等、此方御勢令合力訖、然鹿田・菅依軍功落居由申據、守護職競望之處、

愚兄掃部助・沼田越中入道、国合戦次第、々注進之条、以其状、浦上美作守依申披、細河京兆被退彼等競望畢、（傍点筆者）

とあつて、万事にわたつて浦上則宗が差配している様子うかがわれる。また「行豊於備州雖令小所拝領、浦上美作守散合及兩度、最小所之儀」（傍点筆者）とも見え、『播磨

中村文書』の応仁二年正月十一日、中村三郎宛の浦上則宗の書状にも、

喜多野すはう方知行分備前国所々事、御あづかり候て知行あるへく候、おつて御ほうしよを申さた可仕候、

と記されており、赤松の被官・國人衆たちへの恩賞地配分のことなども、則宗の手によつて行なわれたようである。

赤松氏の播磨・備前・美作三国の回復がほぼ達成された文明二年の頃には、赤松政則は幕府の侍所所司に任ぜられて、四職家の一としての地位をも復し、それとともに浦上則宗は所司代となつた。政則が侍所所司に任ぜられた日時は明確でないが、文明二年十二月二十七日に後花園法皇が崩御され、明けて三年正月三日悲田院において葬送が行なわれた時のことを記している『応仁記』の記事に、「右京大夫勝元ハ当管領、赤松次郎政則当職ナリ。諸家ノ辻堅、取分浦上美作守則宗所司代ナレバ、殿重ノ御警固ヲ申ケリ」と見えており、^④政則の侍所所司、則宗の所司代補任は、恐らく文明二年中のことと考えてよいであろう。

浦上則宗が侍所赤松政則のもとで所司代となつて間もない文明三年十月の頃、薩摩守護島津立久が五代筑前守友平

を京都へ遣し、所司代浦上則宗を通じて、国役免除の事、及び日向国を伊東氏に付与せざる事などを幕府に訴えた時、則宗がそれについて五代氏へ申送っている書状の中で、

若左様之沙汰候者、当方懸身にて相支可申候間、可御心安候、諸篇自先規申事候間、京都之時宜者、乍恐可有御任候、此趣御下向之時、可預御披露候、(傍点筆者)

と述べているが、この文言からも、当時室町幕府の幕下における則宗の発言力、また、その自信の程をもうかがうに足るものがある。その後、応仁の乱が漸く終息の時期に入った文明八年十一月十三日夜の火災に將軍の室町第が焼け、翌年からその復旧の工が始められたが、十年六月、造営費用の不足を洛中の酒屋・土倉から借用のことが將軍義尚から所司代浦上則宗に仰せ付られたことを記している『蜷川親元日記』(文明十年六月廿一日の条)の記事に「所司代近日殊種々被召仕、粉骨御感、御劍御馬被下之、面目之至也」と見えて、幼將軍義尚の許でも則宗に対する信任は厚く、室町第再建のことにも殊に尽力している様子がかがえる。また文明十三年七月には、同じく『蜷川親元日記』(文明十三年七月十日の条)に、

山城国守護職之事、為御料所御代官、侍所赤松殿兵部少輔に被仰付之、仍守護代職事へ所司代浦上美作守則宗に可被申付之由、被仰出之、

と見えているごとく、それまで山城守護であった管領畠山政長に代えて、侍所赤松政則を山城守護、所司代浦上則宗を同守護代とすべきことが仰せ出されている。山城国守護職は、管領もしくは侍所所司が兼帯することが多かったが、必ずしもそのように定まっていたわけではなく、例えば応仁の乱勃発の頃の山城守護は、備後・安藝兩國守護でもあった山名是豊が兼帯している。(この時の管領は斯波義廉、侍所所司は京極持清である。)しかし山城国は幕府の御料所であり、従って山城国守護職には、殊に將軍の信任厚き人物が選び補せられたことは勿論である。このように山城守護赤松政則、同守護代浦上則宗たるべき旨が將軍義尚より仰せ出されたことは、それだけ將軍幕下における守護赤松家の勢力への期待を物語るものであるが、その頃、赤松氏の領国では、前年の六月頃から山名の軍勢が山陰から美作国へ侵入し、更に播磨・備前をもうかがわんとする事態が起り、則宗は所司代として在京していたが、政則は本国播磨に下

国中であつた。こののち幕府は政則に度々上洛を促したが、結局、十月に至つて政則は、「國之時宜無正跡」のため上洛は困難であるとして、山城守護たることを辞している。^④

従つて山城守護は、その後も管領畠山政長がその任に留まることとなつたが、更に文明十五年に至つて、幕府は所司代浦上則宗に山城国守護職を仰せ付けている。『大乘院寺社雜事記』（文明十五年正月廿四日の条）に、

一、山城悉以畠山右衛門佐方ニ打取之了、自宇治南分ハ知行、宇治大略没落了、（○中略）

山城守護事、畠山左衛門督雖知行、不事成上者、武田大膳大夫

可存知之由、雖被仰付之、難義之由申切之了、仍所司代ニ被仰

付之、小人数之間不可叶旨申入之、然者奉行一人可被相加之之

由被仰出云々、以此分一國事可相隨事且如何、以外御成敗也、

一向伊勢守申沙汰歟、

と見えており、この年の初めから畠山義就の軍勢が南山城に打入つて、この地方を制圧するという状況下で、幕府は、義就の当面の對敵たる管領畠山政長の山城守護を罷めて、若狭守護武田国信の兼帯を仰せ付けたが、国信が固辞して受けなかつたので、改めて所司代浦上則宗に山城守護を命

じたとしていたのである。守護大名の被官層が山城守護に補せられるということは、かつてないことであり、大乘院尋尊は「以外御成敗」といい、「以此分、一國事可相隨事、且如何」と、則宗の山城守護の任の遂行に不安の意を表わしているが、いずれにしても幕府が、上記のごとき状況下で、則宗に異例の山城守護を命じていることは、則宗にその任に堪へ得る力ありとの信頼が、將軍及び幕下の人々にあつたことを示すものであり、則宗がその實力において、守護大名と同列の存在として処遇されるだけの勢威を保持していたことの証左でもある。しかし、この年九月には、さきに美作国を侵した山名の軍勢が遂に播磨・備前へも進出を開始し、則宗も播磨へ下国することとなるので、則宗の山城守護の任は短期間で終わったと考えられる。

応仁の乱勃発以後、浦上則宗が室町幕府の幕下において占めた位置、及びその勢威は、以上のことからみて、かなり高いものがあつたと考えられるが、同時にまた本國在地の支配のことについても、さきにふれたごとく則宗の差配が強く及んでいたことは確かである。殊に則宗の本領の地であつたと目される備前国と浦上氏との關係は、乱後、一

層密なるものとなつていったようである。

備前国が赤松氏の守護領国として回復された後の備前国の守護代については、『備前西大寺文書』に、応仁三年三月、守護赤松政則の武運長久の祈禱のため、備前国西大寺において毎月十七日懺法を仰せ付け、その懺法料として毎年守護段銭のうち十貫文を下行する旨の浦上則宗・阿閉重能連署の奉書が、浦上六郎左衛門尉(基景)及び松田遠江入道(藤榮)に宛てて出され、これを基景が遵行している文書、その他、浦上基景・松田藤榮の兩人が守護代として職務を遂行していることを示す文書が数通見られる。^④ 松田氏一族は、南北朝時代に赤松則祐が備前守護に補せられる以前、同国守護であったこともある備前国の有力な国衆で、この際も浦上氏とともに守護代の地位を与えておくことが領国統治の上から必要と考えられたからであろう。しかし則宗は、前記の奉書とは別に基景に書状を送り、西大寺へ寄進した毎月十七日の懺法料は相違なく渡付すべきことをいうとともに、去る応仁元年に同寺に諸公事免除の折紙を与えたところ、国人の中にはその旨に背いて寺家に入部狼藉をいたすものがあるので、堅く成敗を加うべきをいい、「自

然松田遠江など申子細候共、涯分可被加意見候」と述べて、浦上基景に備前守護代として、松田氏よりも、より強い権限の行使を期待していることは、則宗と備前国との関係からして、むしろ当然のことであつたといつてよい。この備前守護代浦上基景と則宗との関係については、『浦上家系図』の一つに、基景を則宗の弟としているものがあるが、^⑤ 確証はない。しかし則宗が、この重要な時期に特に選んで備前守護代を命じていることからして、則宗と極めて近い関係にある一族であることは間違いない。なお『備前金山寺文書』の中にも、文明四年十月基景が金山寺に対して、「五ヶ年中諸役御免許」の奉書の旨を遵行しているものがあり、^⑥ 金山寺は西備前の御野郡内の寺院であるから、浦上氏と松田氏との間に、守護代として地域的な所管の分割は必ずしもなかったとみられる。また前述の文明八年十一月將軍の室町第が炎上し、翌年その再建のための段銭が諸国へ課せられた際、禁裏御料所である備前国鳥取庄(赤坂郡)にも賦課されたが、この段銭五千疋を同庄の御代官である浦上則宗が弁じたことが、『兼頭卿書』(文明九年六月廿三日の条)に見えており、則宗みずからが備前国内の禁裏御料

所の代官職を勤めていることなども、やはり則宗と備前国とのつながりの深さを示すものであろう。

文明十五年の秋、山名勢の播磨・備前への侵入によって、則宗が京都から播磨へ下国した頃、前記の『浦上家系図』によれば、備前の守護代は浦上紀三郎則国で、備前国福岡城(邑久郡)に拠っていた。この則国も則宗の弟であり、前守護代基景とも兄弟であるとされているが、この点についても他に確証はない。しかし守護代則国が基景らとともに福岡城にたてこもって、侵入した山名の軍勢と激戦が交えられていたことは確かである。この時、松田一族は山名方に党しており、福岡城は文明十六年正月末に陥落して、則国らは播磨に退いた。その頃、播磨国内の戦況も赤松方の不利に傾いていたが、このような状況の中で、守護赤松政則が被官・国衆たちの離反によって国外に没落するという事態が起こっている。このことについては以前にもふれたことがあるが、^⑧内閣文庫所蔵の『蜷川家古文書』に、文明十六年二月五日付で、浦上則宗・小寺則職・中村祐友・依藤弥三郎・明石祐実五名の連署を以て、「今度国之儀、依政則成敗相違候、諸侍并国民以下背候之間、没落候、然間為猶

子、^(有馬證副)刑部大輔子慶寿丸申定候、家督事早々被仰出候者、各

可忝存候」という旨を、幕府の政所代蜷川氏に申達している文書が見られる。^⑨守護赤松政則が、山名の軍勢の侵入をむかえて戦う過程において、「成敗相違」ということで被官・国衆たちの背反を招き、国外へ没落し、^⑩浦上則宗らが、赤松一族の有馬慶寿丸を家督として擁立するというような事態は、この頃における守護大名の領主権の形骸化をよく示しているものであって、守護であること、また守護家の家督であることの地位も、それを保持し得ることの主体は被官層の側にあり、守護の領国支配の実質は、浦上則宗以下この文書に連署しているごとき守護の代官的被官層の手に掌握されていたものであることを知り得る。

この文書とほぼ同時期の文明十六年二月十二日に、則宗は播磨国大山寺(明石郡)に願文を納めて、「三ヶ国事、如元切平候様、可有御守候、毎年御料所方以年貢内万疋宛、為燈油銭可捧申候」と述べており、^⑪また翌年三月には、備前国除慶寺(邑久郡)にも戦勝を祈るとともに、邑久郡豊原庄内御料所方の年貢の内、毎年五石宛分を祈禱料として永代寄進している。^⑫則宗が山名勢との戦いに、みずからがそ

の中心にあることの自覚が読みとれるとともに、播磨や備前国内の守護御料所進止のことも、則宗の裁量のもとにおかれていたことがうかがえる。

赤松政則と被官たちとの分裂は、その後、足利義政らの仲介によって和解が成り、文明十六年十月頃には政則は再び播磨に帰国したようである。しかし赤松氏の領国における山名勢との戦いは、こののち凡そ五ヶ年にわたってつづき、長享二年七月に至って漸く山名勢を三国から排除することができたが、この山名勢の撤退も、その背景には、山名氏の領国である因幡や但馬において、さきの赤松氏の場合と同様、被官人・国衆たちの背反分裂の動きが起こったことによるものであったことも注目される^⑧ところである。

この文明十五年以来つづいた山名氏との長い合戦の中で、浦上則宗も、その一族や被官人たちを少なからず失った。

『蔭涼軒日録』（文明十七年九月廿三日の条）に、「浦上美作守状到来、状中云、掃部助・紀三郎之外、同名十九人、倚子・被官人、去年当年二百十六人討死云々、可嘆」とあるが、就中、則宗の嫡子掃部助則景を文明十七年六月四日播磨片島（揖西郡）の戦いに失い、^⑨備前守護代浦上紀三郎則国

も同年閏三月五日備前砥石城（邑久郡）で討死を遂げたことは、^⑩則宗にとってもかなりの痛手であったであろう。掃部助則景の没後、則宗が細川氏の被官安富元家の子を猶子としたことは前述したが、則国の跡の備前守護代については、前掲の備前弘法寺所蔵の浦上氏の古系図に、則宗の甥近江守宗助に「備前守護代」と注しており、また『備前西大寺文書』の中に、備前国金岡西庄公文職の内の西大寺市場敷を西大寺造営料として寄進すること、及び、それに関して同庄代官の綺^ぎを停止すべきことを令している延徳四年七月二十五日付の浦上宗助の判物が二通見えていることなどからして、宗助が則国の跡をうけて備前守護代となっていたことは、ほぼ確かであろう。なお、文明十五年以来の山名氏との合戦の間、備前の国衆松田氏は山名方として行動していたのであるから、この頃以後の備前守護代は浦上氏の専有するところとなったとみてよい。こののち明応六年三月には、守護代浦上宗助は、被官宇喜多能家らを率いて、松田氏の本領の地備前国伊福郷（御野郡）に攻め入って、松田元勝らの松田勢を打破っており、^⑪備前国に対する浦上氏の支配勢力はますます強いものとなっていたのである。

このような浦上氏と備前国との深い結びつきに対して、浦上一族の本質地であった播磨の浦上庄と浦上則宗との関係が、どのようなようになっていたかは、これを明らかにする史料に欠けているが、播磨国内の他の地域でも、例えば飾東郡三野南条の地頭職は則宗の知行分であった。長享元年十二月、そのころ六角氏追討のために近江在陣中の將軍義尚の招きにより、則宗が播磨から近江に出陣するに当たって、同郡内の松原八幡宮に、右の地頭職のうち五段の下地を寄進して、出陣の無事を祈っている。また加古郡内の長田庄も則宗の知行分であったことが『吉川家文書』に見えており、則宗の所領は播磨南部地方には、このほかにもかなり分布していたものと察せられる。また美作国内においても、幕府御料所江見庄（英多郡）について、『蔭涼軒日録』（長享二年二月廿三日の条）に、

下江見・中江見・上江見、此三家之衆悉散在此在所、日本一之強所也、先是浦上美作守拘此在所時、中村五郎左衛門尉云者、^(一)為官代、以多衆致成敗、以故公用不自由、とあって、この地方にも浦上則宗の支配勢力がかなり強く及んでいたことがわかる。

このように、赤松政則のもとで、その守護権力をささえる実質的な力として浦上則宗の勢威が、応仁の乱中、乱後にかけて一層大きく伸長されていったことは確かであり、守護領国の在地に対する則宗の支配権も、ひろく備前・播磨・美作の三国にわたって、直接あるいは間接に、拡大されるものがあつたとみられる。そして、中でも則宗の父祖以来の由緒ある地域であつた備前国は、応仁の乱以後、則宗の近親のものが備前守護代を継承し、備前国を支配する実質的な勢力として、浦上氏と備前の在地との結びつきは、則宗の代に至って、いよいよ密なるものを加えていったと考えられるのである。

六

長享二年山名の軍勢の撤退により、文明十五年以来数年にわたってつづいた赤松氏の領国における紛乱は収拾されて、その後しばらく平穩の時期を経過した。明応二年四月には政則は細川勝元の娘（洞松院殿、管領政元の姉）^(二)を後妻に迎えて、管領細川家とのつながりを深くし、同四年四月には赤松被官のものたちの詠歌一卷を後土御門天皇に奏覽

して御感にあずかるなどのこともあり、その翌年明応五年

閏二月には從三位に叙せられている。『和長卿記』（三月

三日の条）に、「赤松左京大夫上階事被下知、此儀依何事

預朝契哉、尤不審、於武家輩者、武衛・畠山之外者、其例

不打任歟、三管領輩、細川猶未上階、然今度之儀、不得其

意者也」といわれている程の異例の厚遇であったが、その

後間もない四月二十五日、政則は、鷹野の途上、播磨国加

西郡坂田庄の久斗山長円寺で急逝した。(四十二歳)

政則没後の守護赤松家の遺跡は、政則に男子がなかった

ので、政則の讓狀の旨に従い、同五月、浦上則宗・別所則

治・小寺則職らの赤松年寄衆が申し合わせて、政則の息女

(先妻の娘)に、赤松七条家の刑部少輔政資の息男道祖松丸

(才松丸とも記す)を迎えて家督とした。即ち義村である。し

かし、その後間もなく八月には早くも「播州之儀、及錯乱」

と、『後法興院記』（八月五日の条）に見えているので、家

督のことをめぐって、赤松一族や被官たちの間に分裂抗争

が起こりはじめているようであるが、この形勢は更に明応

八年に至って、『実隆公記』（三月廿九日の条）に、「伝聞、

播州儀、已破滅、浦（上方）難儀云々」と伝えられ、『大乘院寺

社雜事記』（五月十九日の条）にも、

赤松ハ三ニ分了、七条殿息ハ浦上取之、大河内ハ又一方取之、

細川兄弟尾ハ別所之為女房取之、

と記して、赤松氏の領国三分の形勢を伝えている。この記

事の終りの部分の文意やや不詳であるが、七条殿息即ち赤

松義村を奉ずる浦上則宗と、播磨北部に本領をもつ赤松大

河内家の一派と、播磨東部の別所則治の三勢力の分裂を伝

えているようである。このことについては、また『赤松再

興記』には、「明応八年ヨリ備前・美作・播磨ノ三州、東

西二ツニ分テ峰起ス」といい、南禅寺の僧九峰宗成の記し

た『宇喜多能家画像贊』にも、「八年、紀則宗美作前司、

禍起藩墻、与播之東軍戰」と記しており、結局この抗争は、

西播から備前・美作東部地方に勢力を張る浦上則宗と、東

播最大の勢力を形成するようになった別所則治の対立であ

ったとみられる。同画像贊によれば、則宗は初め幼主義村

を擁して白旗城に抛り、次いで浦上庄の南、塩屋庄内の赤

松下野守政秀の塩屋城に軍を進めて、東播の軍勢と対峙し

たが、やがて管領細川政元の仲介によって和解し、三国の

紛乱は一応おさまっている。しかし、この西播・備前・美

作の浦上、東播の別所という赤松領国内の二大勢力の分裂対立は、今後戦国期に入り、より明瞭なものとなってゆくのである。

この明応八年の争乱がおさまつてのち三年、文亀二年六月十一日に、浦上則宗は備前国三石城において七十四歳の生涯を閉じた^⑥。赤松次郎法師丸（政則）が赤松惣領家の家督として幕府に召出され、嘉吉の乱後一時没落した赤松の家が再興への道を歩みはじめて以来、赤松政則の身边には常に浦上則宗があつて、その活動をささえ、政則幕下の勢力の中核をなした。浦上氏が南北朝の頃から備前守護代などにも補せられ、守護赤松家の主な被官の一つではあつたが、赤松被官の中で特に抽きこんでた勢力であつたわけではなく、その世系すら十分明らかでない程の存在であつたにも拘わらず、則宗の時、いわば突如として赤松被官のうちの中核的存在として、その勢力を伸ばしてきたことは、一見唐突の感をいだかせるものがあつた。しかし、このことは先にふれたごとく、嘉吉の乱によって、赤松一族を形成したような有力な被官層の多くが、その所領を失つていった中で、赤松の主な被官の一つではあつたが一族ではなく、しかも、

その中心的な領所を赤松氏の本国播磨の外である備前国内にもち、新守護山名氏の入部後も、在地における領主的勢力を保ちつづけ得たという在地領主としての固い基盤が、その根底にあつてのことであつたと思われる。この基盤の上に立ちつつ、浦上氏がその勢力を更に一層強大なものとしてゆくためには、当時においてはなお守護赤松家の興隆ということが必要であつた。足利氏の政権及び守護大名の権勢をささえてきた幕府の守護体制は、嘉吉の乱後、次第に破綻を示しはじめてはいたが、応仁の乱前後の段階では、なお未だ崩れ去つてはいなかつた。応仁の乱勃発の直接の因となつた斯波・畠山両管領家の家督をめぐる紛乱にしても、これを動かしている実質的な勢力は守護代層の被官にあつたが、しかし、この紛乱の中で守護代層が守護そのものを打倒して、室町幕府の守護体制という体制の外で、自立的勢力を形成しようとするものではなかつた。あくまで幕府の守護体制の中での紛乱であり、守護代層が自己の奉ずる者を守護家の家督として、幕閣の中で優越した地位を保持せしめ、この幕府の守護という権威のもとで、みずから勢力を拡大しようとしての分裂抗争であつたといつて

よ。

浦上則宗の奉ずる赤松家の場合においても同様であつて、赤松家再興直後の政則自身には旧領国の在地に直接つながらる勢力はなく、その勢力の実質を形成したものは、備前国東部地方の在地をふまえた浦上則宗の勢力であつたけれども、この政則を育て上げ、播磨・備前・美作三国守護の地位を回復せしめることは、同時に則宗自身も、この領国における在地支配の勢力をますます大きく拡大せしめ得る所でもあつた。そして、このことは、やがて起こつた応仁の乱の経過の中で実現せしめられていたのである。応仁の乱勃発の当初、赤松政則は未だ十三歳の少年であつたが、二、三年の後には播磨・備前・美作三国守護の地位を得、更に幕府の侍所所司にも任ぜられ、次第に諸大名の中でも、將軍の幕下において重きをなし、晩年には、三条西実隆をして、「凡彼政則、当時威勢無双、富貴無比肩之輩」といわしめるまでになつた。^⑥この政則の権勢の上昇にともなつて、浦上則宗も、政則輔佐の宿老として、おのずからその権勢を高め、中央において侍所の所司代、更には山城国守護職の任をもうけるに至るとともに、この幕府に守護と

いう権威を背景に、領国在地における支配権をも一層拡大し強固なものとしていたのである。赤松政則の守護家再興の背後に、これをささえる実勢力として浦上則宗という存在が常にあつたことは確かであるが、その反面でまた、守護大名赤松政則という存在をぬきにして、則宗の勢威の強大化もあり得なかつたのである。則宗の時代の浦上氏にとつては、なお未だ守護赤松家の存在は、みずからの勢力拡大のためにも欠かせないものであつたのである。

浦上則宗のもつ在地をふまえた実勢力は、守護赤松政則の時代を通じて、守護家を凌ぐものがあつたと考えられるが、則宗には、この守護家にとつてかわつて、みずからが播磨・備前・美作三国の領主たらんとするがごとき野望はなかつたと思われる。一度、文明十六年に赤松政則が「成敗相違」によつて国中の諸侍・国人の背反をうけて播磨から没落するという出来事があつたが、この際も則宗は、他の赤松被官の年寄衆とともに、赤松一族の有馬慶寿丸を迎え奉じて、守護赤松家の家督を嗣がしめようとしていたし、明応五年政則の没後も、赤松七条家から迎えた義嗣子義村を、守護家の家督として常に奉じて行動していた。長享元

年の十二月晦日、則宗が將軍義尚の近江国鈎の陣中まがりに参上して歳暮の賀を言上した際、先年嫡子則景を山名氏との合戦で失った則宗が、近いころ細川氏の老臣安富氏の息を猶子として家督に迎えたことを知っていた將軍義尚は、則宗に盃を賜うて、

浦上カ家ヲ続酒承テ飲メ

と詠じ、その下句を付けよとの仰せをうけて、則宗が、
戴ク天ヲ松之下草

と付けて、將軍の御感にあずかり、御服を賜わったという話が、『蔭涼軒日録』（長享二年正月四日の冬）に載せられている。則宗の付句のうち、「天」は將軍であり、「松」は赤松であって、浦上の家は、天である將軍のもとの守護大名赤松家の下草であるとしている。これは歳暮の賀に参上した將軍の面前で、急に付句を求められ、將軍への忠誠の意を披瀝した咄嗟の機転の句であったとしても、あるいは、当時における則宗の現実の立場、心境を、あまりのままに詠じたものであったかも知れない。則宗は、その生涯を通じて守護赤松家を再興にみちびく中核的な存在として行動し、その実勢力は、領国の在地において守護家のそれを凌

ぐものをもち、殊に西播から備前・美作地方に対しては、強力な領主権を行使し得る存在であったが、しかしなお、その行動は、室町幕府の守護体制の中のものとしての行動であったといえるのである。

このことは、浦上則宗の場合ばかりではなく、応仁・文明期前後の頃の守護代層における一般的な性格としていえるのではないであろうか。この時期に、多くの守護大名家の中において守護代層の勢威が守護のそれを凌いで強大化してゆくことは、確かに時代の目立った趨勢としてあらわれてくる。このことは相対的に守護勢力、ひいては、その守護大名たちにささえられた幕府権力の下降を意味するものともいえる。事実、嘉吉の乱後、殊に応仁の乱の勃発以後、このような状況は顕著となってくるが、しかもなお、応仁・文明前後という時期では、この幕府の守護体制といわれるものは、衰退への過程にはあったが、未だ解体の時期には来ていない。將軍の権威も応仁の乱後は急速に衰退し、「日本国ハ悉以不応御下知也」といわれながらも、文明九年から十年にかけて將軍の室町第再建のため、更につづいて前將軍義政の東山山莊造営のために、諸国に段銭

その他の賦課を行ない、その収納は必ずしも順調ではなかったとしても、曲がりなりにこれを徴収する強制権を當時なお保っていたし、また長享元年から同三年にかけて將軍義尚が近江に出陣した際にも、たとえ儀礼的なものであったとしても、諸大名を催促してその陣に参ぜしめる権威を一応は保ちつづけていた。

守護大名家においても、前述のごとく領国支配の実質は守護代層の手中に握られつつあったが、その守護代層も、まだ將軍の守護の権威の外で行動するよりも、その権威を背後に担いつつ行動し、いわば將軍の守護の権威の傘の下で、守護領国の在地におけるみずからの支配勢力の拡大を競っているという段階が考えられるのである。在地の中小領主層の自立的な成長は、なお未熟であり、一方、幕府の守護権力は崩れ去ってはいないが衰退の過程を歩みつつある。このような形勢の中で、その中間に在って、衰退期にありとはいえ、一応の権威を未だ保っていた幕府の守護の権威を背景にもつに最も近い位置に在ったものが守護代層であり、その一面では、かれらはまた、新しい在地の勢力として成長しつつある領国内の中小領主層を直接に掌握し

得る在地性を、守護大名よりも、より多くもっていたということ、それが当時における守護代層の存在の姿であり、ここに守護代層がまさにこの時期の時流の中で、その動きの目立つ存在として出現してくる歴史的条件があったといえるのではないであろうか。

即ち、この時期における守護代層の動きは、浦上則宗の場合において典型的に見られたように、なお未だ幕府の守護体制の中での動きであり、この室町幕府の守護体制の解体は、恰も浦上則宗が死去した文亀二年（一五〇二）の頃を境として、永正・大永期以後、十六世紀に入って急速に進んでいったと考えられるのである。守護赤松氏の領国においても、赤松氏が守護たることの実質を殆んど喪失し、浦上氏が赤松氏にかわる大名領主権力として出現してくるのは、則宗の遺跡を嗣いだ村宗が、大永元年九月、守護赤松義村を播磨の室津に弑害し、西播・備前・美作にわたる支配権を確立したとき以後である。

- ① 『天陰語録』所収「浦上美作守寿像讚」。
- ② 『大徳寺文書』元弘三年十二月一日、後醍醐天皇繪旨。
- ③ 『莊園志料』第七篇、近國六、播磨國、揖保郡の条。
- ④ 『平安遺文』古文書編第八卷四〇一三、後白河院庁下文案。

- ⑤ 『太平記』巻第二十九「光明寺合戦附師直怪異事」の条。なお光明寺は現在の兵庫県加東郡瀧野町の内である。
- ⑥ 『広峰文書』曆応二年六月十八日、幕府奉書。
- ⑦ 『西行雜錄』所収、親応元年九月廿四日、幕府奉書。
- ⑧ 『太平記』巻第三十八「諸國宮方蜂起、附備前軍并桃井直常越中軍事」の条。
- ⑨ 五ヶ國守護職の配分は、山名時氏に伯耆・丹波、長子師義に丹後、次子義理に美作、三子氏冬に因幡である。なお詳細については、拙稿「南北朝内乱期における山名氏の動向」(岡山大学法文学部学術紀要)第十三号)参照。
- ⑩ 『八坂神社文書』貞治六年十一月十六日、室町幕府奉行人連署奉書、及び、貞治六年十二月一日、浦上行景遵行状。
- ⑪ 『八坂神社文書』嘉慶二年十二月日、熊野山本宮備備前國散在斗餅田下地注文。
- ⑫ 『吉備津彦神社史料』第一「本社文書」応安三年六月十三日、浦上宗隆判物写。
- ⑬ 金岡東庄は現在の岡山市西大寺付近の地域で、元亨三年下地中分が行なわれて、領家方五分二、地頭方五分三に割分されている。
- ⑭ 『領安寺文書』応安七年九月十四日、赤松義則施行状、及び、同年九月廿九日、浦上助景遵行状。
- ⑮ 『領安寺文書』応安七年十月十三日、室町幕府奉行人連署奉書。
- ⑯ 赤松義則は、明德の乱における山名氏追討の戦功によって、明德三年正月、山名義理にかわって美作國守護職が与えられ、このとき以後、赤松氏は播磨・備前・美作三國の守護となる。
- ⑰ 『統群書類従』第二十輯上、合戦部所収。
- ⑱ 『備前軍記』巻第一、「山名教之備前國守護の事」の条。
- ⑲ 『備前軍記』巻第一、「備前國守護并赤松家與庭の事」の条。
- ⑳ 『蔭涼軒日録』長享二年正月十三日の条。
- ㉑ 『蔭涼軒日録』寛正二年五月廿二日の条に「赤松次郎法師、依實茂社領賀州金津庄代々守護請之地、致代官之由披露之、蓋有浦上掃部助状也」とある文中の「浦上掃部助」は前後の関係からして、則宗と考えられる。
- ㉒ 大徳寺の宗峰妙超の父が『龍宝山志』に「浦上掃部入道覚性」とされているが、或いは宗隆の世系とのつながりが考え得るかも知れない。
- ㉓ この宗隆・宗安・則宗の世系に対して、『嘉吉軍物語』の中に名の出てくる「浦上七郎兵衛一族」といわれているのが、恐らくは浦上行景・助景らの世系で、この世系が本貫地である播磨浦上庄を、少なくとも嘉吉の乱にいたるまでは保っていたものであろう。
- ㉔ この合戦は、文明十五年の頃以来、播磨・備前地方でつづげられていた山名氏との領國争奪の戦いの中の一戦で、片島は播磨國揖西郡内、浦上庄の西にあたる片島庄である。
- ㉕ 拙稿「赤松氏再興をめぐる二三の問題」(京都大学文学部読史会創立五十年記念『國史論集』所収)。
- ㉖ 『蔭涼軒日録』長祿二年十一月以後、同三年にかけての諸条の記事。なお『蔭涼軒日録』の筆者で、当時將軍義政の信任の厚かった蔭涼軒主季瓊真薬が赤松一族の上月氏の出であり、赤松家の再興を將軍義政・管領細川勝元らに強く推挽するところがあったことも勿論である。
- ㉗ 『南方御退条治々』は、徳島県三好郡三加茂町中庄、井口家所蔵の『播磨上月文書』の内、及び『群書類従』第二十一輯に「上月記」と題されているものなどがある。
- ㉘ この間の事情の詳細については、高坂好著『赤松円心・満祐』(吉川弘文館「人物叢書」二五二―四頁参照。ただ高坂氏が、義雅夫人の父は三条実実であるとうたわれているのは、嘉吉元年当時、実実は二十七歳であって、その娘が義雅夫人(九歳の子を持つ)である筈はない。

義雅夫人は三条家に関係のある女とのみしか云えない。

②⑨ 浦上美作守の名で出てくるのは寛正三年からであるが、前記のごとく寛正二年に浦上掃部助として出てくるのも則宗と考えられる。

③⑩ 高坂好著『赤松円心・満祐』二六二～三頁参照。

③⑪ 『赤松諸家大系図』の中に「赤松三十六家」を挙げ、また『赤松氏族譜』その他の赤松系図にも赤松一族の名を挙げてあるものがあるが、それらに記されている赤松一族の主なるものとしては、有馬・別所・宇野・小寺・上月・佐用・間島・中村・大田・釜内・在田・得平・広瀬・葉山・柏原・永良・江見などの名が見える。しかし浦上氏は、それら赤松一族の中には含まれていない。なおまた高坂好著『赤松円心・満祐』二二四～五頁参照。

③⑫ 『陰涼軒日録』長禄三年四月～九月の諸条。

③⑬ 『大乘院寺社雜事記』寛正三年十一月三日の条、『碧山日録』寛正三年十月廿一日～十一月四日の諸条、及び『長禄寛正記』。

③⑭ 『陰涼軒日録』寛正六年十二月廿六日の条。

③⑮ 『長禄寛正記』。

③⑯ 『糺河原勅進猿樂日記』、『異本糺河原勅進申楽記』、『陰涼軒日録』寛正五年二月十一日、三月十七日、四月四日～十二日の諸条。

③⑰ 『陰涼軒日録』文正元年六月四日、同七日、同十五日の諸条。

③⑱ 『陰涼軒日録』寛正五年四月十四日の条。

③⑲ 『陰涼軒日録』文正元年閏二月六日の条。

③⑳ 『後鑑』寛正六年十一月廿三日の条参照。

④① 『応仁記』三、『後花苑院崩御之事』の条、『応仁別記』の記事も全く同文である。

④② 『薩藩旧記雜録』卅九所収、文明二年十月十五日、所司代浦上則宗書状。

④③ 『蜷川親元日記』文明十三年八月十日、及び十月八日の条。

④④ 藤井・水野編『岡山県古文書集』第三輯所収『備前西大寺文書』一四、一五、その他。

④⑤ 同右『備前西大寺文書』二一。

④⑥ 『大日本史料』第八編之十五、文明十五年十二月二十五日の条所収の『浦上家系図』。

④⑦ 藤井・水野編『岡山県古文書集』第二輯所収『備前金山寺文書』四六。

④⑧ 前掲、拙稿「赤松氏再興をめぐる二三の問題」。

④⑨ 内閣文庫所蔵『蜷川家古文書』第二十集。端裏書に「赤松殿衆運署案、文明十六・二・八到之」とある。

④⑩ 赤松政則は播磨を没落して和泉の堺に赴き、やがて京都に上つて前將軍義政の庇護をうけている。

④⑪ 『大山寺文書』文明十六年二月十二日、浦上則宗願文。

④⑫ 『除慶寺文書』文明十六年三月十五日、浦上則宗寄進状。

④⑬ 拙稿「応仁文明期における守護領國―山名氏の領國を中心に―」(『岡山史学』第十号)参照。

④⑭ 『陰涼軒日録』文明十七年六月四日の条、『天陰譜録』所収「浦上美作守寿像讚」。

④⑮ 『蕪軒日録』文明十七年閏三月九日の条。

④⑯ 『宇喜多能家画像賛』、『備前軍記』卷第一、「浦上宗助と松田と合戦の事」の条。

④⑰ 長享元年十二月の頃には、播磨国内には未だ山名の軍勢が残留しているが、既に赤松方の優勢は決定的となっていたので、則宗は將軍義尚の招きに応じて近江の陣へ赴いたのである。

④⑱ 『松原神社文書』長享元年十二月五日、浦上則宗寄進状。

④⑲ 『吉川家文書』(長享三年)四月二日、浦上則宗書状(吉川駿河守宛)。

⑥0 『蔭涼軒日録』明応二年四月廿日の条。また『赤松記』に、「細川勝元の御娘洞松院殿と申て比丘尼御所にて御座候を、おとし被申、政則へむかひとり御申候。めし様と申したるは此御事なり。」と記されている。

⑥1 『御湯殿上日記』明応四年四月十四日の条。

⑥2 『赤松記』、『実隆公記』明応五年四月廿七日の条、『親長卿記』明応五年四月廿五日の条。

⑥3 『播磨国書写山縁起附録』所載、明応五年五月十三日、浦上則宗等連署書状、及び『赤松記』。

⑥4 『宇喜多能家画像賛』は、『続群書類従』第八輯上、伝部にも収められているが、画像の原本は、岡山市西大寺邑久郷の紅岸寺に所蔵されている。賛は大永四年八月に南禅寺の九峰宗成が書いている。

⑥5 『大乘院寺社雜事記』文亀二年六月十八日の条、『備前軍記』巻第一、「浦上則宗病死、同村宗赤松に叛く事」の条。

⑥6 『実隆公記』明応五年四月廿七日の条。

⑥7 『大乘院寺社雜事記』文明九年十二月十日の条。

（仏教大学文学部教授・
）

Uragami Norimune : A Protégé of the Akamatsus

By Kyoichiro Mizuno

From the Revolt of Kakitsu (1441) up to the Wars of Ohnin and Bunmei the governance of the *shugo* families in their territories came gradually into the hands of the stewards who were originally the clients of those magnates. Though audacious their activities came to be, they could not appeal to their own power independent of the government of the Muromachi *Bakufu* with its network of *shugo* families. True, the *shugos* were declining, but their authorities were recognized as such. It is why those stewardial classes still moved in the orbit of the established order, but at the same time they were in the far more advantageous status to get in contact with the medium-sized and smaller lords who were growing in power in the remotest and robust countrysides. In short, the stewards of those *shugos* placed themselves in the midway of the social ladder of the time with the result of the accumulation of power in any way and other.

This is to clarify one of those stewards or a protégé in the person of Norimune of the Uragami family who were in the back of *shugo* Akamatsus who were in turn playing a conspicuous role in the political world before and after the Ohnin-Bunmei era.

De nouveau sur les Eleuthes

Par. Akira Haneda

Les Mongols occidentaux déroulèrent, de la première moitié du 17^e siècle au milieu du siècle suivant, une activité intense comme Mongols, ou plutôt la dernière comme nomades. On qualifie communément leur Etat du "Royaume des Djoungar". Cependant, les Djoungar ne formaient pas dès le début la tribu dominante des Mongols occidentaux, qu'on continuait à appeler "quatre Oirat" d'après l'usage. A mon avis, il devait y avoir une période, pendant laquelle les Khošūt étaient prédominantes. Les Khošūt appartenaient aux "quatre Oirat", quoique leur chef prétendit, paraît-il, descendre du frère cadet de Gengis-khán. Les